

福岡県うぐいす債のご案内

銘 柄 名	福岡県平成27年度第5回公募公債（愛称 うぐいす債）
発 行 額	50億円
種 別・年 限	新 発 債 ・ 5 年
購 入 対 象 者	①福岡県内に在住又は勤務する個人 ②福岡県内に営業拠点がある法人又は団体
購 入 限 度 額	一人・一団体あたり5,000万円以内（購入は10万円単位です）
発 行 価 格	額面100円につき100円
利 率	年0.12%（税引き後0.095622%）
利 回 り	年0.12%（税引き後0.095%）
償 還 価 格	額面100円につき100円
発 行 日	平成27年12月24日（木）
償 還 日	平成32年12月24日（木）
利 払 日	6月、12月の24日 ※利払日が休日の場合は、前銀行営業日の支払いとなります。
募 集 期 間	平成27年11月18日（水）AM9:00受付開始～平成27年12月4日（金） ※先着順で受付し、当行販売予定額（6億7千万円）に達した時点で販売を終了します。
取 扱 店 舗	全店（インストアランチ出張所、α天神出張所を除く）

ご購入の際は、必ず店頭で「公共債の売買取引について」をお受取になり、十分お読みいただき内容をご理解の上お申してください。

<お客様へのご案内>

- ご購入の際は、購入対価のみお支払いいただくこととなります（当行では口座開設・維持の手数料はいただいております）。
- 当行でご購入いただいた公共債は預金ではありません。また、預金保険・投資者保護基金の対象ではありません。
- 満期日までお持ちになれば確定利回りです。万一、償還日前に換金する場合は、その時点の債券相場に基づき当行が買い取らせていただきます。
- 債券の価格は、市場の金利水準の変化に対応して変動しますので、償還前に換金する場合は損失が生じることがあります。
- 発行者の信用状況の悪化等により、損失を被ることがあります。
- 障害者等マル優・マル特制度が適用できます。非課税法人は非課税扱いができます。
- 約定が成立した取引は、取消しや変更はできません。また、クーリングオフの対象外です。
- 当行販売予定額が完売となり、ご購入できない場合もあります。
- 購入は償還まで継続して運用できる余裕資金でお申してください。
- 一部お取り扱いできない店舗があります。

商号等 : 株式会社西日本シティ銀行 登録金融機関 福岡財務支局長（登金）第6号
加入協会 : 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

（平成27年11月12日作成）

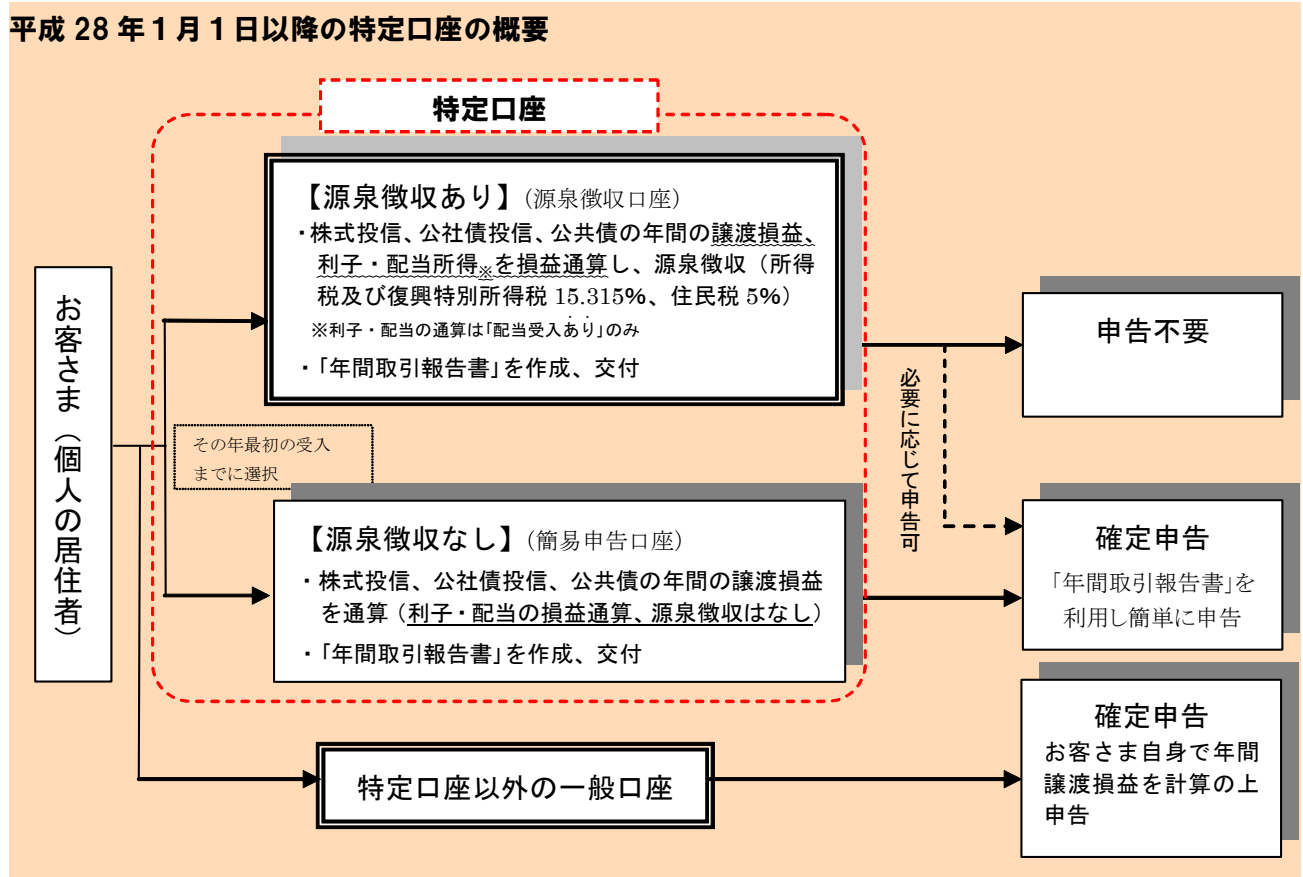
<お客様へのご案内>

○平成 28 年 1 月からの公共債課税制度の変更に関するお知らせ

- ① 平成 28 年 1 月 1 日以降、原則公共債の譲渡益は申告分離課税となり課税されますが、平成 27 年 12 月末（原則、受渡日ベース）までの公共債の譲渡益には課税されません。
- ② 当行に保有されている公共債について、平成 28 年 1 月 1 日以降、当行への買取依頼等一定の譲渡による譲渡損失については、他の公共債（特定公社債）の利子等並びに上場株式等の配当等及び譲渡所得等との所得間の損益通算並びに損失の繰越控除が可能となります。

○公共債等のお取引をされる個人のお客様は、確定申告が簡単または不要になる特定口座のご利用をご検討ください。

平成 28 年 1 月 1 日以降の特定口座の概要



※詳しい手続きについては、お取引店の担当者におたずねください。